

チコ労務管理事務所通信

2017 年版「過労死白書」が公表！ 労働時間やストレスの実態は？

◆過労死等防止対策推進法第 6 条に基づく年次報告書

厚生労働省は、10 月上旬に 2017 年版の「過労死等防止対策白書」（いわゆる過労死白書）を公表しました。この過労死白書は、過労死等防止対策推進法第 6 条に基づく年次報告書であり、今回が 2 回目となります。

2016 年度の過労死に関するデータのほか、民間企業で働く 2 万人に労働時間やストレスについて聞いた 2015 年度のアンケート結果を分析しており、電通の違法残業事件や、それを受けた政府の緊急対策も紹介されています。

◆労働時間の把握による残業時間減が明確に

上記アンケートの分析では、フルタイムの正社員（7,242 人）では、労働時間が「正確に把握されていない」人に比べ、「正確に把握されている」人は週あたりの残業時間が約 6 時間短く、「おおむね正確に把握されている」人で約 5 時間、「あまり正確に把握されていない」人でも約 2 時間短いことがわかりました。

また、残業をする際に「所属長が承認する」といった手続きを踏んでいると、残業が週 3～4 時間減ることも明らかになりました。

◆過労死等の業種別の傾向は？

2016 年度に過労死や過労自殺（未遂を含む）で労災認定された人は前年度より 2 人多い 191 人で、近年は年間 200 件前後で推移して高止まりが続いています。

業種別では、運輸・郵便業 41 人、製造業 35 人、建設業 23 人の順に多く、運輸・郵便業では約 2 割が残業を週 20 時間以上しており、他業種より際立って多いことがわかりました。

一方、過去 5 年の過労自殺事例を年代別にみると、従業員 100 万人当たりの自殺者数は男性が 40 代（3



人）で最も多く、次は 50 代の 2.8 人、女性は 10～20 代が 0.4 人、30 代が 0.2 人の順でした。

また、従業員 100 万人当たりの労災認定は、「脳・心臓疾患」「精神疾患」のいずれでも漁業が最も多いという結果も明らかになりました。

◆自営業者の長時間労働も明らかに

白書では、自営業者の長時間労働の実態も調査・報告しており、昨年、週 60 時間以上働いた自営業者の割合は 13.6%で、全雇用者の平均（7.7%）を大きく上回りました。週 60 時間以上働いた自営業者のうち、80 時間以上働いていたのは 1.5%。労働時間や日数の把握方法については、全体の 73.4%が「特に把握していない」と答えています。

厚生労働省ではこれらの調査結果をもとに、労働時間の適正な把握を促して長時間労働の是正を図るとともに、事業主に対する監督指導の徹底、労働者に対する相談窓口などの充実などで、過労死等ゼロに向けた取組みを強化するとしています。

「過重労働解消キャンペーン」が 11 月に実施されます！

◆「過重労働解消キャンペーン」とは？

長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっている中、厚生労働省では「過労死等防止啓発月間」の一環

として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組みを推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組みを集中的に行うそうです。

実施期間は11月1日～30日となっています。

◆主な実施内容

(1) 労使の主体的な取組の促進

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組みに関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請が行われ、労使の主体的な取組みが促されます。また、都道府県労働局においても同様の取組みが行われます。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどで地域に紹介します。

(3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督

<監督の対象となる事業場等>

- ・長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ・労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

<重点的に確認される事項>

- ・時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」(いわゆる36協定)の範囲内であるか(法違反が認められた場合は是正指導)
- ・賃金不払残業が行われていないか(法違反が認められた場合は是正指導)
- ・不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導
- ・長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導

<書類送検>

- ・重大・悪質な違反が確認された場合は、送検、公表

(4) 電話相談の実施

都道府県労働局の担当者による、フリーダイヤルでの相談、助言、指導が行われます。

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発

(6) 過重労働解消のためのセミナー開催

全国で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」が開催されます(参加無料)。

◆2018年卒業予定者の内定率は80%超

9月中旬に株式会社マイナビが公表した調査結果で、2018年卒業予定の大学生・大学院生の8月時点の内々定率は82.7%と、前年同月比で5.2ポイント上回りました。中でも、理系院生の内々定率は94.5%、理系男子で89.6%、理系女子で87.6%と、非常に高い結果となりました。

しかし、未内定者も含めて約3割が「就職活動を継続する」と回答しており、多くの企業が内定式を行う10月を過ぎた今も、就職活動を続けている学生がいます。

◆学生は「個人の生活と仕事を両立させたい」

株式会社ディスコが行った「大学生就職意識調査」の結果によれば、「楽しく働きたい」(29.7%)、「個人の生活と仕事を両立させたい」(26.2%)、「人のためになる仕事をしたい」(16.1%)と答えた学生が多く、特に「個人の生活と仕事を両立させたい」は、他の2つと異なり前年比でポイントを伸ばしています。

また、例年より大手志向の学生が多く、中小企業では予定採用数に達していないところが多くあると見られています。

◆中小企業のための「ユースエール認定制度」

この制度は、大手企業より不利とされる中小企業の採用活動を支援するため、2015年10月に施行された若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的に雇用管理の状況などが優良な中小企業を、国が認定するものです。

認定企業のメリットとして、(1)ハローワークで重点的にPRしてもらえる、(2)若者雇用促進総合サイトで紹介される、(3)認定企業限定の就職面接会に参加できる、(4)キャリアアップ助成金・人材開発支援助成金・トライアル雇用助成金の助成額がアップされる、(5)日本政策金融公庫の低利融資が受けられる、などがあります。

◆他企業との差別化に有効?

今年8月末時点の認定企業数は全国で232社とまだまだ少ないことから、今のうちに認定を受ければ、他社よりも「ワークライフバランス重視の企業」と学生に感じてもらえるかもしれません。ただし、認定を受けるには所定外労働時間数や有給取得率で一定の要件を満たしていること、人材育成の仕組みが整っていること等が求められます。

若手の採用や定着率アップに取り組みたいと考えている場合は、認定を受けることも検討してみたいかがでしょうか?

知っていますか? 新卒採用に役立つ
「ユースエール認定制度」

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは…
チコ労務管理事務所

連絡先: 〒130-0014 東京都墨田区亀沢 4-19-3
電話: 03-3625-2927 FAX: 03-6751-8185
e-mail: info@chiko-jimusho.com